

舗装道部分補修について（令和 8 年度） （閲覧者用資料）

閲覧期間：令和 8 年 2 月 13 日（金）～令和 8 年 2 月 20 日（金）
午前 9 時～午後 5 時

目 次

1. 入札について
2. 特記仕様書について

閲覧者は必ずお読みください

1. 入札について

(1) 舗装道部分補修（令和8年度）は、各ブロック毎の入札によって1ブロック1社と契約を交わします。

(2) 入札参加、契約ブロック数とも制限はありませんが契約事項および特記仕様書を遵守できるということが大前提となりますので、確実に遵守できると判断したうえで参加申込み、入札してください（担当者は、自社社員とするが、2ブロックまで兼任および下請負することができる。なお、下請負する場合は、受注者だけでなく、下請負業者の担当者の雇用証明できる書面についても提出しなければならない）。

(3) 入札の際、辞退する場合は辞退届を入札書提出前まで提出してください。入札書提出後の辞退は認めません。

(4) 契約後、契約事項および特記仕様書が遵守されておらず、是正の必要があると判断した場合には指示書等で勧告を行います。それでも改善されない場合は契約を解除します。

(5) スケジュール

①設計書閲覧および入札参加申込み

期間：令和8年2月13日（金）～令和8年2月20日（金）

午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）

場所：第1～4ブロック	秋田市土崎港西五丁目3番1号	秋田市北部市民S C
第5～8ブロック	秋田市山王一丁目1番1号	秋田市中央市民S C
第9～10ブロック	秋田市広面字釣瓶町13番地3	秋田市東部市民S C
第11～12ブロック	秋田市御野場一丁目5番1号	秋田市南部市民S C
第13～14ブロック	秋田市新屋扇町13番34号	秋田市西部市民S C
第15ブロック	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	秋田市河辺市民S C
第16ブロック	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	秋田市雄和市民S C

②指名通知

令和8年3月3日（火）までに、入札参加要件を満たしている入札参加希望者に通知します。

③入札

月日：令和8年3月12日（木）

場所：秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所 本庁舎3階 洋室4

※入札の順番は、入札案件一覧表でご確認ください。

④契約

令和8年3月18日（水）までを予定

⑤業務執行

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(6) その他詳細については秋田市ホームページに「舗装道部分補修の公募型指名競争入札」のページがありますので、そちらをご覧ください。

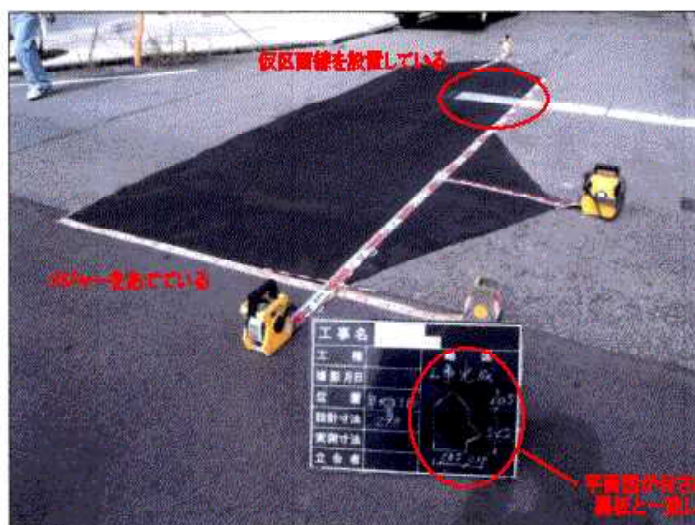
第1～4ブロック	：北部市民S Cホームページ
第5～8ブロック	：中央市民S Cホームページ
第9～10ブロック	：東部市民S Cホームページ
第11～12ブロック	：南部市民S Cホームページ
第13～14ブロック	：西部市民S Cホームページ
第15ブロック	：河辺市民S Cホームページ
第16ブロック	：雄和市民S Cホームページ

2. 特記仕様書について

(1) 作業班等について

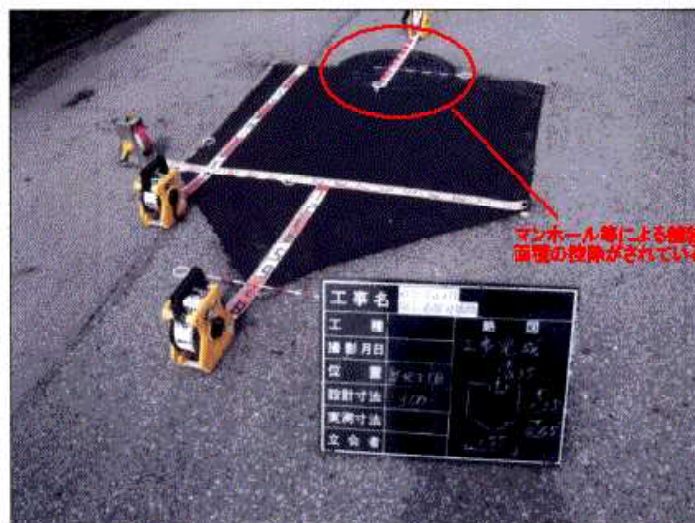
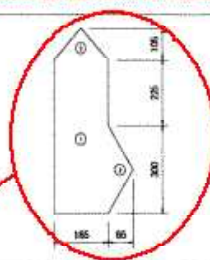
雇用保険加入社員による作業班の編成・2ブロックまで兼任可・下請負可が条件となります。落札した方には契約時に自社の担当者名簿および雇用保険加入の証明ができる書面を提出していただきます。また、下請負する場合には、下請業者の担当者名簿および雇用保険加入の証明ができる書面を併せて提出していただく必要があります。十分に考慮のうえ入札参加申込みをしてください。

- ①「雇用保険加入」の理由
当業務の性質上、作業指示→即日施工を実施しなければならない場合があり、短期雇用の作業員では 緊急対応が困難であると見込まれるため、加入を条件としております。
- ②「雇用保険加入」の時期
現時点で未加入の作業員であっても入札までに加入し、契約時に加入証明出来る書面を提出できるのであれば問題ありません。
- ③雇用保険に加入できない会社役員の作業従事は認めます。
- ④業務の指示・書類の提出の手続きは令和8年4月1日から行います。
- (2) 業務遂行の注意点について
以下のいずれかに該当した場合、契約書の規定により契約を解除する場合があります。
①補修箇所の施工不良が認められたとき
②過度な作業が認められたとき
③市からの指示に従わないとき
④特記仕様書を遵守しないとき
- (3) パトロールについて
除排雪後の3月上旬～5月下旬までは穴の発生が非常に増え、車両等の物損事故発生→被害者へ補償といった事態が発生していることから、この時期は特にパトロールを強化し、穴を発見した場合は直ちに補修を行ってください。
- (4) 積雪期間について
積雪期であっても、路面の露出が見込まれる場合は直ちにパトロールを行い、危険箇所について速やかに補修を行ってください。
市のパトロールにより補修の事実が確認できない場合、(2)「業務遂行の注意点について」の④「特記仕様書を遵守しないとき」に該当する場合があります。
- (5) 補修の可否等について
パトロール結果表の提出時または提出後、担当者の指示を受けてください。ただし、発注者から電話やFAX等で指示のあった場合は、直ちに補修してください。
- (6) 交通誘導員配置について
設計金額へ警備会社の警備員を配置する際の単価を計上していることから、作業員による誘導ではなく、必ず警備員を配置してください。また、複数ブロックを担当した会社が、一人の警備員を複数ブロックに配置する場合でも、従事時間によって伝票を分けてください（どちらか一方のブロックにのみ伝票をつけることは認めません）。
- (7) 区画線欠損部補修について
欠損部には仮区画線を設置すること。なお、仮区画線設置箇所は一覧表、地図、写真を完成書類とともに提出してください。
- (8) 合材使用量について
合材使用量が10tを超える場合は必ず発注者と協議してください。協議せず超えた場合、(2)「業務遂行の注意点について」の②「過度な作業が認められた場合」に該当する場合があります。
- (9) 完成書類について
完成書類の提出期限は遵守してください。
なお、市に提出する全ての地図類については、ゼンリン住宅地図程度以上の精度のものにしてください。
竣工写真については着工前・完成を見開きとし、完成写真は次ページの写真を参照してください。



舗装工
完成
298
泉北三丁目
2009年 9月 26日
(1) $5.25\text{m} \times 1.85\text{m} = 9.71\text{m}^2$
(2) $3.00\text{m} \times 0.85\text{m} / 2 = 1.28\text{m}^2$
(3) $1.85\text{m} \times 1.05\text{m} / 2 = 0.97\text{m}^2$
(1)+(2)+(3) = 11.96m^2

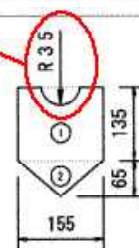
チェックに必要な情報が網羅されている
※箇所番号、補修箇所、月日、面積計算



舗装工
完成
300
泉北三丁目
2009年 9月 26日
(1) $1.55\text{m} \times 1.35\text{m} = 2.09\text{m}^2$
(2) $1.55\text{m} \times 0.65\text{m} / 2 = 0.50\text{m}^2$
(1)+(2) = 2.59m^2

マンホール控除 $\phi 70 / 2 = 0.19\text{m}^2$

A: 2.40m^2



舗装工
完成
322
泉北四丁目
2009年 9月 26日
($6.95\text{m} + 9.40\text{m}$) / $2 \times 3.70\text{m} = 30.24\text{m}^2$

